

WHOたばこ規制枠組条約
「たばこ製品の不法取引に関する議定書」第1回政府間交渉会議(結果概要)

平成 20 年 6 月

1. 概要

●日時

2008年2月11日～15日、於ジュネーブ

●出席者

たばこ規制枠組条約加盟国のうち129カ国等から600人が参加。我が国からは、外務省、財務省及び厚生労働省が出席。

●交渉の目的

たばこ規制枠組条約第15条に基づき、密輸、偽造等のたばこの不法取引防止のための国際的取組や協力を強化するための規定を具体化する議定書を作成する。

2. 会議の概要

- 今回の第1回交渉会議では、WHOに推薦された専門家グループが作成した素案に基づいて、各国がそれぞれの意見を表明した。
- たばこ製品の不法取引が国際的に深刻な現状にある中、不法取引対策における包括的な国際協力の法的枠組みが必要との意見が、大多数の国から表明された。
- たばこ製品の生産・販売等に関する許認可制度、取引や輸送の監視、税関・刑事・法執行分野の国際協力、途上国への技術支援等について議論され、各国から様々な意見が表明された。
- 先進国を中心に、既存の国際約束との整合性を確保し、重複を避けるべきことが述べられた。
- 議長が、各国から多様な意見が提出されたことを踏まえて、次回交渉に向けて、議定書案を起草することとなった。

3. 我が国の基本的立場

我が国代表団は、会議において以下の立場を表明。

- たばこ規制枠組条約や他の国際約束及び各国の国内法との整合性に十分留意すべき。
- 多くの国が締結できる実効的な議定書とするため、各国に一定の裁量を認め、柔軟性のある内容とすべき。
- 議定書は、実現可能性のある現実的な内容のものとするべき。

4. 今後の予定

夏頃に提示される議長原案に基づき、10月下旬にジュネーブにおいて第2回政府間交渉会議が開催される。その後、2009年、2010年に各1回の政府間交渉会議が開催される予定。

(了)